

## 新規事業所登録

### 健康企業宣言システム「新規事業所登録」について

- ・事業所が健康企業宣言システムを初めて利用する場合は、専用のログインページより必要な情報を入力し、新規事業所登録の手続きを行います。
- ・新規事業所登録の手続きでは加入している健保組合の「保険者番号」「事業所記号」等の情報が必要です。  
※手続き中「@kenpo.gr.jp」より「仮ID発行通知」メールが送信されますので、受信できるようにしてください

### 新規事業所登録

1. 健康企業宣言システムの新規事業所登録画面にアクセスします。

[https://www.kprt.jp/HCD/fstlogin/first\\_login.asp](https://www.kprt.jp/HCD/fstlogin/first_login.asp)

2. 新規事業所登録画面より必要な情報を入力し「仮ID発行」ボタンをクリックします。

※[保険者番号][事業所記号]が不明な場合は、加入している健保組合にお問合わせください

※[保険者番号]を入力すると入力欄下部に健保組合名が表示されますので、お間違えないかご確認ください

※当画面で入力した[発行用メールアドレス]宛に「仮ID発行通知」メールが送信されますので内容をご確認ください



### 新規事業所登録

仮ID発行申請書を送付するため、画面下部の「仮ID発行」ボタンをクリックしてください。  
※事業所記号等は健保組合に転載されている標準的な番号を入力してください。

保険者番号	事業所記号
企業名	
企業名カナ	
発行用メールアドレス	

**仮ID発行**

※「仮ID」は「仮ID発行」ボタンをクリックすると、「仮ID発行」ボタンを押すことで発行されます。発行した発行用メールアドレスに「仮ID」が「仮ID発行」の状態で送信されますので、間違えた発行用メールアドレスを入力した場合は送信を中止してください。  
※送信された仮ID発行申請書の有効期限は2週間となります。

3. ログイン画面に遷移しますので、受信したメールにある「仮ID」「仮パスワード」を入力し「ログイン」ボタンをクリックします
- ※「仮ID」の有効期限は発行より**24時間**です。24時間以内に本ログイン処理をしてください  
24時間を超えた場合は、手順1. より手続きし直してください

4. ログインすると以下TOPページが表示されます。



新規事業所登録の手続きがすすまない等ありましたら、加入している健保組合へお問合わせください。

※IDの発行より30日申請がされない場合、IDが削除されます。  
削除された場合は、本紙「1」より再度お手続きください。